

法務省民商第3037号

平成20年11月21日

法務局民事行政部長 殿

(除く大阪)

地方法務局長 殿

法務省民事局商事課長

定款に業務執行社員の任期に関する規定がある合同会社における業務執行社員の変更登記の要否について（通知）

標記の件について、別紙1のとおり大阪法務局民事行政部長から照会があり、別紙2のとおり回答しましたので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

法 登 第 2 0 3 号

平成 2 0 年 1 1 月 7 日

法務省民事局商事課長 殿

大阪法務局民事行政部長

定款に業務執行社員の任期に関する規定がある合同会社における業務執行社員の変更登記の要否について（照会）

定款に業務執行社員に係る任期の規定がある合同会社において、当該定款規定による業務執行社員の任期満了後、直ちに当該業務執行社員が業務執行社員に再度指定された場合には、会社法第915条第1項に基づく業務執行社員に係る変更の登記をする必要はないものと考えますが、いささか疑義がありますので照会します。

法務省民商第 3 0 3 6 号

平成 2 0 年 1 1 月 2 1 日

大阪法務局民事行政部長 殿

法務省民事局商事課長

定款に業務執行社員の任期に関する規定がある合同会社における業務執行社員の変更登記の要否について（回答）

本月 7 日付け法登第 2 0 3 号をもって照会のあった標記の件については、貴見のとおり取り扱って差し支えないものと考えます。